

【委員会・部会名】

源泉部会

【タイトル】

福利厚生等の課税・非課税の取り扱い

【日時】

平成 18 年 7 月 26 日(水)

PM 3:00 ~ 4:50

【場所】

法人会館

【演題】

主に、カフェテリアプランを採用した場合の経済的利益への課税問題の解説を行った。

まず、制度維持費用(運営費用。説例では年間13,000円)については、全員に分け隔てなく提供される割引等費用なので、所得税課税されない。

付与ポイントについては、自己負担分に利用され、自由に使える(現金と同じ)ことから原則課税となるが、社員本人の人間ドック等補助などの健康管理に利用する場合は、社員の健康管理が会社の義務であることから、課税されない。その他、見舞金的にみなされるものへの利用も課税されない。

それ以外は少額であるかということはあるが、物品の購入なども含めて課税と考えるべきであるが、具体的には税務署の法人課税第二部門に事前に問い合わせ願いたい。



講師は、林法人課税第2 統括官

